

令和8年3月30日

単位スポーツ少年団代表者 様

公益財団法人広島市スポーツ協会  
広島市スポーツ少年団  
本部長 武田 昭典

### 令和8年度広島市スポーツ少年団更新登録のご案内について

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろからスポーツ少年団活動を通して、青少年の健全育成に取り組んでいただき感謝申し上げます。

さて、令和8年度の登録更新について下記のとおり実施させていただきます。

つきましては、登録更新を希望される団は、日本スポーツ少年団のWEB登録システムにより登録をお願いします。

なお、WEB登録システム内のログイン画面にあるマニュアルをダウンロードいただき、必ずご熟読の上、登録手続きを行っていただきますようお願いいたします。

### 記

**更新登録申請期間：令和8年4月1日（水）午前9時～5月31日（日）午後5時**

※ 詳細は別紙1「登録手続きの流れ」をご覧ください。

### 添付資料

- 1 「令和8年度広島市スポーツ少年団への登録手続きの流れ—更新単位団用—」【別紙1】 .....P1～P7
- 2 「令和8年度単位スポーツ少年団の個人情報に関する確認及び活動調査について」【別紙2】 ..... P8
- 3 「令和8年度広島県スポーツ少年団登録申請書（団員10人未満のスポーツ少年団）」【別紙3】 .....P9
- 4 （公財）広島市スポーツ協会広島市スポーツ少年団登録要領（令和6年4月1日付）【別紙4】 .. P10～P11

※【別紙2】および【別紙3】のWordデータをご希望の場合は、電子メールにてご連絡ください。  
(hiroshima-suposyou@sports-or.city.hiroshima.jp)

### 〈問合せ先〉

公益財団法人広島市スポーツ協会

事務局 競技スポーツ係 担当：檜垣

TEL 082-243-0579 FAX 082-249-3641

hiroshima-suposyou@sports-or.city.hiroshima.jp

受付時間：午前9時～午後5時【土日・祝日を除く】

## 令和8年度広島市スポーツ少年団登録手続きの流れ

## — 更新単位団用 —

## 登録についての留意点（確認）

## ◆WEB登録を始める前に確認・準備するもの

- ・ 団員…氏名(カナ)、生年月日(西暦)、性別、個人 ID
- ・ 指導者…氏名(カナ)、生年月日(西暦)、性別、個人 ID、資格情報、住所、電話番号
- ・ 役員・スタッフ…氏名(カナ)、生年月日(西暦)、性別、個人 ID、住所、電話番号

◆個人 ID…単位団基本情報に画面の「個人 ID」欄に掲載の半角英数字8桁

(今年度の新規登録者には登録完了後に付与される。)

◆指導者資格情報…指導者資格の登録番号等

- ・(公財)日本スポーツ協会(以下「JSPO」という)公認スポーツ指導者資格保有者  
※指導者マイページトップ画面またはお持ちの指導者カードの裏面に記載の **MyJSPO No.**
- ・前年度 JSPO 公認指導者資格養成講習会受講修了者  
※指導者マイページ「講習会申込履歴」記載の受講番号
- ・(公財)日本サッカー協会(C 級以上)・(公財)日本バスケットボール協会(C 級以上)公認指導者  
指導者登録番号

## ◆単位団登録要件（要件に満たない場合は登録できません。）

- ・ 満18歳以上で JSPO 公認スポーツ指導者資格保有者2人以上の登録が必要(指導者のうち「スポーツ少年団の理念」を学んだ者2人以上の登録が必要)
- ・ 満18歳以上の指導者、役員・スタッフ2人以上の登録が必要
- ・ 満18歳以上の指導者、役員・スタッフから代表者を1人選定

詳細については、登録システムのログイン画面にあるマニュアルを必ずご熟読ください。

## 1. 広島市スポーツ少年団に事前提出する書類を準備する

登録作業を行う前に以下の書類を①郵送②持参③FAX④電子メールのいずれかで広島市スポーツ少年団までご提出ください。

※ただし、【別紙3】は、代表者の押印が必要なため、必ず郵送またはご持参ください。

1. 令和8年度単位スポーツ少年団の個人情報に関する確認及び活動調査について 【別紙2】  
必ずご提出ください。
2. 令和8年度広島県スポーツ少年団登録申請書(団員10人未満のスポーツ少年団) 【別紙3】  
令和8年度更新登録時の登録団員が10人未満の場合は必ずご提出ください。
3. 単位団及び育成母集団の規約 1部  
提出いただいた規約に団名称や登録内容等に変更のある単位団が見受けられます。  
確認のため、再度提出をお願いします。

## ◆スポーツ傷害保険の加入について◆

登録システム上の登録者全員がスポーツ傷害保険に加入しなければ、更新登録はできません。

なお、保険加入団体の名称は「〇〇スポーツ少年団」としてください。(団の規約等で定められている場合はこの限りではありません。)  
「スポーツ傷害保険加入を証明できる書類の写しの提出」は求めませんが、各単位団で登録前(活動前)に加入手続きを済ませ適切な対応をお願いします。



### 3. スポーツ少年団登録システムで登録作業を行う。

■(公財)日本スポーツ協会ホームページのスポーツ少年団登録システムにアクセスし、基本情報に記載のログインID(単位団番号)を確認後、パスワードを入力してログインする。

👉 Web登録において、スマートフォンから「登録申請」を行った単位スポーツ少年団の更新登録に不具合が発生するケースが多発しているため、可能な限りパソコンからの登録作業をお願いします。

The screenshot shows the login page for the Sports Youth Group Registration System. At the top is the logo featuring the Olympic rings and a green leaf. Below the logo is the title "スポーツ少年団登録システム". There are two input fields: the first is for the login ID, containing "3410000000", and the second is for the password, containing "\*\*\*\*\*". A checkbox labeled "パスワードを表示する" is below the password field. A green "ログイン" button is centered. Below the button are several links: "パスワードを忘れた方はこちら", "スポーツ少年団登録システムに関する操作手順動画(YouTube)", "ログインがうまくいかない場合はこちら", "よくある質問(単位団向け)", "前年度JSPO資格養成講習会受講修了者の操作方法", and "JSPO公認コーチングアシスタントへの資格移行手続きマニュアル". A "マニュアル" section follows, listing dates and target groups: "2023-03-30 都道府県職員向け", "2023-03-30 市区町村職員向け", and "2023-03-23 単位スポーツ少年団向け". Annotations include red boxes around the ID and password fields, a red box around the YouTube link, and a red box around the "単位スポーツ少年団向け" manual entry. A pink callout box on the right says "こちらをクリックすると操作手順の動画を見ることができます。". A larger pink callout box at the bottom says "こちらをクリックすると操作方法の詳細が確認できるマニュアルをダウンロードできます。" and "※必ず登録手続き前にマニュアルをご熟読ください。"

こちらをクリックすると操作方法の詳細が  
確認できるマニュアルをダウンロードできます。

**※必ず登録手続き前にマニュアルをご熟読ください。**

## ■「トップページ」画面、単位団基本情報の内容確認及び各項目の必須項目を入力・修正する。

### ① 基本情報の登録

◆連絡先メールアドレス、団体の登録年月日(団の創設日ではなく、「スポーツ少年団として登録した年月日」、保険加入の有無等を確認・修正し保存してください。

☞ **スマートフォン専用のメールアドレスでは、スポーツ少年団からのお知らせメールが受信できない場合があります。可能な限りパソコンのメールアドレスをご登録ください。やむを得ずスマートフォン専用のメールアドレスで登録される場合は、パソコンからのメールを受信できるように設定をお願いします。**

### ② 活動内容の登録

◆活動頻度、活動施設、種目などを確認・修正し保存してください。

### ③ 団員(3歳以上19歳以下)の登録

☞ **令和7年度に登録していた団員の情報は、予め入力されています。**

**登録システムの不具合により生年月日や住所等の表示に誤りがある場合があります。**

**必ず確認して修正をお願いします。**

- ・継続登録の場合…登録内容を確認し「更新する」を選択。内容に変更がある場合は「修正」をしてください。
- ・新規登録の場合…令和8年度から新たに登録する団員は「新規(始めて登録する人)」を選択し、氏名(漢字)、フリガナ、性別、生年月日を入力してください。
- ・更新しない場合…「更新しない」を選択してください。

### ④ 指導者(18歳以上[平成20年(2008年)4月1日までに生まれた方])の登録

☞ **令和7年度に登録していた団員の情報は、予め入力されています。**

☞ **指導者は単位スポーツ少年団にスポーツ少年団の理念を学んでいる指導者2人以上を含む人数で構成しなければなりません。※詳しくは広島市スポーツ少年団までお問い合わせください。**

- ・継続登録の場合…「資格確認」を選択し、保有資格に合わせて「はい」「いいえ」を選択してください。資格確認については、マニュアルに例示がありますので、確認の上、選択してください。一覧で「資格確認」が確認済みとなり、登録区分が「更新する」となったことを確認します。
- ・新規登録の場合…令和8年度から新たに登録する有資格指導者は「新規(始めて登録する人)」を選択し、保有資格に合わせて項目を選択します。資格確認については、マニュアルに例示がありますので、確認の上、選択してください。氏名(漢字)、その他住所等を入力し保存します。
- ・更新しない場合…「更新しない」を選択してください。

**◎指導者登録には、次の資格保有者である必要があります。登録する指導者の指導者資格登録番号の入力が必要となりますので事前に確認が必要です。**

(ア) JSPO 公認スポーツ指導者資格保有者

(イ) 2019年度に認定育成員・認定員(日本スポーツ少年団指導者資格)として登録をし、令和6年(2024年)11月末までにスポーツコーチングリーダーに移行済みの者

(ウ) (公財)日本サッカー協会(C級以上)・(公財)日本バスケットボール協会(C級以上)指導者資格保有者

(エ) 令和7年度スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会を受講修了した者

**【注意】 認定育成員・認定員資格をお持ちの方で令和6年(2024年)11月末までにスポーツコーチングリーダーへの資格移行手続きがお済みでない方は指導者登録ができませんのでご注意ください。**

⑤ 役員・スタッフ(18歳以上[平成20年(2008年)4月1日までに生まれた方])の登録

👉 令和7年度に登録していた役員・スタッフの情報は、予め入力されています。

👉 指導者、役員・スタッフは18歳以上から登録できます。

- ・継続登録の場合…登録内容を確認し「更新する」を選択してください。  
内容に変更がある場合は「修正」をしてください。
- ・新規登録の場合…令和8年度から新たに登録するは「新規(始めて登録する人)」を選択し、役割、氏名(漢字)、フリガナ、性別、生年月日等を入力してください。
- ・更新しない場合…「更新しない」を選択してください

⑥ 役職(代表者及び事務担当者)の設定

👉 代表者及び事務担当者は、必ず登録する年の4月1日現在満18歳以上の指導者、役員・スタッフのうち1人を登録してください。代表者は事務担当者を兼任できますが、他の団の代表者を兼任することはできません。※郵送物は事務担当者の登録住所に届きますのでご注意ください。

- ・代表者として登録する場合…「代表者」を選択してください。
- ・事務担当者として登録する場合…「事務担当者」を選択してください。

⑦ 登録料の支払いの選択

👉 登録料の支払い方法を、「クレジットカード」、「コンビニエンスストア」、「口座振込」から選択してください。

- ・クレジットカード支払い及びコンビニ支払いを選択する場合…別途、システム手数料が必要です。
  - ・口座振り込みを選択する場合…別途、銀行振込手数料が必要です。  
※必ず手数料をご確認ください。
- 支払方法を選択し、「申請する」をクリックしてください。

## 登録申請完了

この時点で登録申請完了となります。

## 4. 広島市スポーツ少年団が登録内容を確認する。

👉 登録申請完了した単位団から順に、登録内容の確認をします。不備等がありましたら、ご連絡する場合がございます。単位団の登録内容確認等は、平日の午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)となっております。※ 土・日曜日、祝日は行っておりませんのでご注意ください。

## 登録申請承認

広島市スポーツ少年団が登録承認後、単位団代表メールアドレス宛に「登録料の支払い依頼(請求)メール」が送信されます。  
支払依頼メールに記載の内容に沿って、次ページの登録申請期間内に登録料をお支払いください。

# 更新登録申請期間

令和8年4月1日(水)～5月31日(日)

※お支払いはこの期限内に必ず済ませてください。

## 5. 更新登録手続きが完了した単位団には、登録認定物品等を交付します。

- ① 団員章(登録団員人数分)
- ② 指導者章(登録指導者人数分)
- ③ 役員・スタッフ登録証(登録役員・スタッフ人数分)
- ④ 認定リボン1本(認定リボンは登録競技種目数に関係なく単位団1本の交付です)
- ⑤ 日本スポーツ少年団ガイドブック「スポーツ少年団とは」1冊

※ 広島市スポーツ少年団ガイドブック「みんなのスポーツ少年団」は単位団代表メールアドレス宛に送付しますので、必ずご確認ください。必要に応じて登録メンバーへの情報提供をお願いします。

## 6. 更新登録完了後のWeb登録による追加登録について

更新登録完了後、団員、指導者、役員・スタッフのWeb登録による追加登録は8月31日(月)まで可能です。(※登録料の支払いは8月31日中に必ず済ませてください。)

👉 **1回の登録ごとに決済システム手数料、銀行振込手数料がかかりますので、追加登録については、できる範囲でまとめて手続きすることをおすすめします。**

- ① 広島市スポーツ少年団へ連絡後、団員章等の返信用封筒(定型サイズの封筒に切手を貼ったもの)を提出してください。
- ② Web登録システムのトップページから「メンバー登録する」を選択し、「登録作業開始」を選択し、「OK」をクリックすると通常の登録と同様に追加登録を行うことができます。
- ③ 広島市スポーツ少年団で入金確認後、ご提出いただいた返信用封筒にて団員章等を送付いたします。

※ 9月以降の広島市スポーツ少年団のみの追加登録の方法については別途ご案内します。

## 7. その他

- ① スポーツ安全保険の加入については、[『公益財団法人スポーツ安全協会』\(03-5510-0033\)](#)に直接お問い合わせください。
- ② 複数の既存の単一種目のスポーツ少年団を統合し、複合種目のスポーツ少年団として更新登録したり、団の名称を変更したりするなどの予定がある場合は、登録前に広島市スポーツ少年団までお問い合わせください。

## 8. 問い合わせ・事前提出書類等の提出先

〒730-0042

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号 広島市役所北庁舎別館2階  
公益財団法人広島市スポーツ協会 広島市スポーツ少年団

TEL 082-243-0579

FAX 082-249-3641

電子メール [hiroshima-suposyou@sports-or.city.hiroshima.jp](mailto:hiroshima-suposyou@sports-or.city.hiroshima.jp)

※ 電話での問い合わせ時間：9:00～17:00【土日・祝日を除く】

(受付時間外のお問合せは、ご遠慮ください。)

スポーツ少年団Web登録システムの詳しい操作方法については、  
(公財)日本スポーツ協会日本スポーツ少年団コールセンターへ直接ご連絡ください。

TEL 03-6899-3524

※ 開設期間：令和8年4月1日(水)～9月30日(水)

※ 電話での問合せ時間：平日・土日祝 10:00～18:00

広島市スポーツ少年団登録料	
単位団負担金	4,000円/団
団員	800円/人
指導者	1,100円/人
役員・スタッフ	1,100円/人

単位団番号

3

4

1

0

0

活動競技種目 :

## 令和8年度 単位スポーツ少年団の個人情報に関する確認及び活動調査について

個人情報の取扱い及び団活動に関することについて、次の内容を確認させていただきます。  
 なお、登録時に収集した単位団に関する個人情報については、公益財団法人広島市スポーツ協会個人情報保護規程に基づき、適正に管理します。

団名

スポーツ少年団 代表者名

### 1 事務担当者のお名前・ご連絡先をご記入ください。

(ふりがな) お名前	連絡先
	— —

※連絡先は、可能な限り携帯電話番号（9～17時に連絡可能な方）をご記入ください。

※この情報は事務局で管理します。ただし、貴団への入団希望の方がおられる場合、上記事務担当者の方に確認のうえ、貴団の情報を入団希望者に開示することがあります。

### 2 他の団体（広島市、広島市教育委員会等）から、問い合わせ依頼があった場合、貴単位団の事務担当者の連絡先情報を提供してよいでしょうか。該当欄に「○」をご記入ください。

依頼の内容	提供可	提供不可
貴単位団の活動状況等を知りたい。		

### 3 団活動について、次の項目をご記入ください。

団員構成	<p>◆何歳（学年）から何歳（学年）までが入団できますか。</p> <p>（ ）歳・小・中・高（ ）年生 ～          （ ）歳・小・中・高（ ）年生・19歳</p>
活動場所	<p>◆主な活動場所を具体的にご記入ください。          〔例：広島市立△△△小学校 体育館〕</p> <p>（ _____ ）          （ _____ ）</p>
活動日等	<p>◆活動する曜日・時刻をご記入ください。</p> <p>： ～ ： 〔 曜日〕          ： ～ ： 〔 曜日〕          ： ～ ： 〔 曜日〕          ： ～ ： 〔 曜日〕</p>

## 団員数10人未満のスポーツ少年団

令和 8年 月 日

公益財団法人広島県スポーツ協会  
 広島県スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人広島市スポーツ協会  
 広島市スポーツ少年団  
 本部長 印  
 団名\_\_\_\_\_スポーツ少年団  
 代表者名\_\_\_\_\_印

令和8年度広島県スポーツ少年団登録

## 申請書

\_\_\_\_\_スポーツ少年団は、登録団員が\_\_\_\_\_人ですが、登録を許可  
 いただきますようお願いいたします。

## ○ 団代表者記入

初回登録年	活動歴	年
団員数が10人に満たない理由		
活動内容		

## ○ 市町スポーツ少年団本部長記入（推薦理由）

--

## 公益財団法人広島市スポーツ協会広島市スポーツ少年団登録要領

第1条 この要領は、公益財団法人広島市スポーツ協会広島市スポーツ少年団規程第5条第2項の規定に基づき、日本スポーツ少年団の諸規程を遵守し、単位スポーツ少年団・団員・指導者・役員・スタッフの登録に関することについて定める。

第2条 登録に関しては、次の各号を満たさなければならない。

- (1) 団の名称は、青少年スポーツ団体としてふさわしいものとする。
- (2) 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上19歳以下とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。
- (3) 指導者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上で、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有者とする。
- (4) 単位スポーツ少年団は、原則として団員10人以上と指導者2人以上で構成される。また、18歳以上の指導者、役員、スタッフ2人以上の登録を必須とする。なお、指導者は、少なくとも2人以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者〔令和元年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員資格の保有及びスポーツ少年団登録していた日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有者またはスタートコーチ（ジュニア・ユース）、スポーツコーチングリーダーの資格保有者〕（以下「理念を学んだ指導者」という。）としなければならない。
- (5) 登録する年の4月1日現在満18歳以上の指導者、役員またはスタッフのうち1人を代表者とする。代表者は、他の団の代表者を兼ねることはできない。
- (6) 新規登録の単位スポーツ少年団については、前4号の登録要件のうち、登録した指導者の中に理念を学んだ指導者が2人以上いない場合、新規登録年度中に資格取得講習会を受講し、次年度、理念を学んだ指導者が2人以上配置されるよう、資格を取得させなければならない。
- (7) 団員・指導者・役員・スタッフは、傷害保険に加入しなければならない。

第3条 登録は、日本スポーツ少年団の登録システムにより、毎年4月1日から、5月31日（新規登録単位スポーツ少年団は6月30日）までに行う。なお、団員及び指導者の追加登録については、別表第1のとおりとする。

- 2 登録の有効期間は、登録認定を受けた日から、その年度末日までとし、年度ごとに更新する。
- 3 登録料については、別表第2のとおりとする。

第4条 登録の認定を受けたものが、スポーツ少年団の目的にふさわしくない行為があったと認められたときは、登録が取り消される。

第5条 この要領の施行に関して必要な事項は、本部長が定める。

<附 則>

- この要領は、昭和62年4月1日から施行する。
- この要領は、昭和63年5月24日から施行する。
- この要領は、平成元年2月16日から施行する。
- この要領は、平成5年4月1日から施行する。
- この要領は、平成11年4月1日から施行する。
- この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- この要領は、平成14年4月1日から施行する。
- この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- この規程は公益財団法人広島市スポーツ協会の設立登記の日から施行する。
- この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

追加登録申請先	追加登録期間
日本スポーツ少年団 広島県スポーツ少年団 広島市スポーツ少年団	毎年 4月 1日～ 8月31日
広島市スポーツ少年団のみ	毎年 9月 1日～翌年2月末日

別表第2

区 分	登録料	内 訳
単位スポーツ少年団 (1団につき)	4,000円	単位スポーツ少年団負担金として
指導者、役員・スタッフ (1人につき)	1,100円	日 本：700円 広島県：100円 広島市：300円 ※ただし、9月1日以降は、広島市への登録料として1,100円を徴収する。
団 員 (1人につき)	800円	日 本：300円 広島県：100円 広島市：400円 ※ただし、9月1日以降は、広島市への登録料として800円を徴収する。